

3月 無料相談

相談項目	日 時		場所・相談内容など	連絡先
行政相談	12日(木) 26日(木)	13:00～15:00	総合ケアセンター南三陸 2階相談室	総務課総務法令係 ☎46-1370
求職・求人相談	月・水・金曜日 (祝日を除く)	9:00～16:30	役場 1階無料職業紹介所 無料の職業相談 対象：求職者…町内居住者、町内就業希望者 求人企業…町内に事業所を有する企業	無料職業紹介所 ☎29-6215
消費生活相談	火・木曜日	9:00～15:00	役場 1階消費生活相談所 悪質商法・事業者との契約トラブルなどの消費 生活に関する相談 対象：町内に居住する個人	消費生活相談所 ☎29-6215
無料法律相談	実施日が各 士業によっ て異なりま す	弁護士 10:00～16:00	法テラス南三陸出張所 相続、金銭、住まい、男女間トラブルなど法 律に関する相談 ※事前にご予約いただくと、スムーズにご相談できます。	法テラス南三陸出張所 ☎050-3383-0210
			税理士 2日(月) 社会保険労務士 25日(水)	
		その他の士業 10:00～15:00	司法書士 2日(月) 建築士 27日(金)	
			16日(月) 弁護士 29日(日)	
			土地家屋調査士 13日(金) 弁護士 毎週木曜日	
	社会福祉士 19日(木)			
生活相談	12日(木) 26日(木)	10:00～15:00	総合ケアセンター南三陸 2階相談室	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
人権相談	①12日(木) 26日(木) ②17日(火)	10:00～15:00	①総合ケアセンター南三陸 2階相談室 ②歌津総合支所相談室	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601 歌津総合支所住民福祉係 ☎36-2111
生活困窮相談	① 5日(木) 19日(木) ②12日(木) 26日(木)	13:00～15:00	①総合ケアセンター南三陸 2階相談室 ②歌津総合支所相談室	宮城県北部自立相談支 援センター ☎0229-25-4517
健康相談	10日(火) 13日(金)	10:00～11:30	10日(火) 東団地集会所 13日(金) 伊里前復興住宅集会所 看護師・保健師・栄養士による健康相談 お薬手帳、健康手帳をお持ちください。	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
妊婦相談・ 赤ちゃん相談	毎週月曜日	13:00～17:00	総合ケアセンター南三陸 妊婦さんの相談、子どもの発育や育児に関す る相談など	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
アルコール関連 家族教室	17日(火)	家族教室 13:00～14:10 専門相談 14:30～16:15	気仙沼保健所 お酒の飲み方や、周りの人との関係などでお困り の方(本人・家族・周囲の方)の相談に応じます。 助言者：東北会病院 鈴木精神保健福祉士 事前予約が必要です。※予約期限10日(火)まで	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113 気仙沼保健所 ☎21-1356
HIV・クラミジア・ 梅毒検査	10日(火)	13:00～15:00	気仙沼保健所 エイズ、クラミジア、梅毒に感染しているか どうかを調べる血液検査(匿名で受けること ができます) ※個別に対応しますので、事前予約が必要です。 予約期限：6日(金)正午まで	気仙沼保健所 ☎22-6662
食生活相談	毎週 月～金曜日	8:30～17:00	総合ケアセンター南三陸 子どもから高齢者までの食事に関する相談な ど(来所または電話相談)。 ※来所相談希望の人は、事前予約をお願いします。	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
がん なんでも相談	毎週 月～金曜日	9:00～16:00	宮城県対がん協会 がんに関する悩み、不安、疑問など、医師ま たは看護師が無料で相談に応じます。 対象：がん患者とその家族、友人などどなた でも相談できます。	宮城県がん総合支援センター ☎022-263-1560
母子父子家庭等 特別相談	18日(水)	13:00～14:00	気仙沼保健福祉事務所(気仙沼保健所内) 母子父子家庭の人を対象に生活上の困りごと などの相談に弁護士が応じます。 ※事前に予約が必要です。	気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班 ☎21-1356

南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金のお知らせ

町では、新たにブランド化を目指す農作物栽培への取り組みに対し補助金を交付します。

●交付対象者

町内において新規ブランド化を目指す作物の栽培に取り組む農家など(町内に住所を有する個人または団体および町内に事務所を有する法人)

●補助金額

補助対象経費の3分の2(上限額 30万円)

●補助対象経費

種苗代、肥料代、農薬代、委託費(外注費)、農地賃借料、その他経費(研修旅費、講師謝礼など)
※施設(ハウスなど)および機械整備費用は対象外となります。

●作付下限面積

3アール以上(新規に農地を取得・賃借の上、就農の場合は10アール)

申込み・問合先 農林水産課農林業振興係 ☎46-1378

令和2年度から国民健康保険税の税率が変わります

国保制度の改革により平成30年度から宮城県と市町村がともに国民健康保険の財政運営を担っています。町では、宮城県から示された標準保険料率を参考に、令和2年度からの税率を変更します。

	区 分		令和元年度	令和2年度
	所得割	所得割対象額 × 税率	7.5%	6.5%
医 療 給 付 費 分 (加入者全員に課税)	均等割	国保加入者一人あたりの額	22,000円	26,000円
	平等割	1世帯あたりの額	28,000円	18,000円
	所得割	所得割対象額 × 税率	2.3%	2.5%
後 期 支 援 金 分 (加入者全員に課税)	均等割	国保加入者一人あたりの額	6,000円	10,000円
	平等割	1世帯あたりの額	8,000円	7,000円
	所得割	所得割対象額 × 税率	2.2%	2.3%
介 護 納 付 金 分 (40歳～64歳の加入者に課税)	均等割	国保加入者一人あたりの額	8,000円	11,000円
	平等割	1世帯あたりの額	5,000円	5,000円

⑤ 資格の取得、喪失または給付について……町民税務課医療給付係 ☎46-1373
保険税の賦課・納税について……町民税務課税務係 ☎46-1372

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～3月11日は「鎮魂・伝承の日」です～

県条例では「みやぎ鎮魂の日」とも定められています。鎮魂とともに、東日本大震災の教訓を未来へ伝承していきましょう。

東日本大震災の被害状況

(令和2年1月末日現在)

昭和35年5月24日のチリ地震津波をはじめとした過去の各種災害の経験から、毎年防災訓練を実施するなど災害に強いまちづくりを進めてきた当町においても、東日本大震災では多くの尊い人命、財産を一瞬にして失い、甚大な被害を受けました。

⑤ 総務課危機対策係 ☎46-1376

人的被害

- 死者 620人
[直接死600人(うち町民551人、町外48人、不明1人)、間接死20人]
- 行方不明者 211人(うち町民210人)

建物(住家)被害

- 全壊 3,143戸
(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の58.62%)
 - 半壊、大規模半壊 178戸
(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の3.32%)
 - 半壊以上の計 3,321戸
(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の61.94%)
- ※上記数値は、町が整理し県に毎月報告している数値です。